

令和2年4月14日  
広島県薬剤師会保険薬局部会

## 新型コロナウイルスの感染拡大に際しての 電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

次のことについて、通知が発出されておりますので抜粋してご連絡いたします。発出文書については、広島県薬剤師会Webサイト「新型コロナウイルス感染症関連情報」→「時限的・特例的オンライン服薬指導」

<https://sites.google.com/view/hpa-covid19/> に掲載いたしましたので、ご参考ください。

■「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(厚生労働省医政局医事課厚生労働省医薬・生活衛生局総務課令和2年4月10日事務連絡)(抜粋)

### 1. 医療機関における対応

#### (1)初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施について

麻薬及び向精神薬の処方をしてはならないこと。

診療録、地域医療情報連携ネットワーク等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とするとともに、いわゆる「ハイリスク薬」の処方をしてはならないこと。

#### (2)初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する場合の留意点

①ウ電話や情報通信機器を用いて診療を行う場合においては、患者のなりすましの防止や虚偽の申告による処方を防止する観点から、以下の措置を講じること。

- ・ 視覚の情報を含む情報通信手段を用いて診療を行う場合は、患者については被保険者証により受給資格を、医師については顔写真付きの身分証明書により本人確認を、互いに行うこと。その際、医師にあっては医師の資格を有していることを証明することが望ましい。

(県薬注:公費医療については確認すべき証明書類が別途示されております。サイト掲載の通知をご確認ください。)

- ・ 電話を用いて診療を行う場合は、当該患者の被保険者証の写しをファクシミリで医療機関に送付する、被保険者証を撮影した写真の電子データを電子メールに添付して医療機関に送付する等により、受給資格の確認を行うこと。
- ・ 電話を用いて診療を行う場合であって、上記に示す方法による本人確認が困難な患者についても、電話により氏名、生年月日、連絡先(電話番号、住所、勤務先等)に加え、保険者名、保険者番号、記号、番号等の被保険者証の券面記載事項を確認することで診療を行うこととしても差し支えないこと。
- ・ 虚偽の申告による処方が疑われる事例があった場合は、その旨を所在地の

都道府県に報告すること。

(3) 2 度目以降の診療を電話や情報通信機器を用いて実施する場合

既に対面で診断され治療中の患者について、電話や情報通信機器を用いた診療により、これまでも処方されていた医薬品を処方することは事前に診療計画が作成されていない場合であっても差し支えないこと。また、当該患者の当該疾患により発症が容易に予測される症状の変化に対して、これまで処方されていない医薬品の処方をして差し支えないこと。

(4) 処方箋の取扱いについて

患者が、薬局において電話や情報通信機器による情報の提供及び指導を希望する場合は、処方箋の備考欄に「0410 対応」と記載し、当該患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局にファクシミリ等により処方箋情報を送付すること。その際、医師は診療録に送付先の薬局を記載すること。また、医療機関は、処方箋原本を保管し、処方箋情報を送付した薬局に当該処方箋原本を送付すること。上記(1)の診療により処方を行う際、診療録等により患者の基礎疾患を把握できていない場合は、処方箋の備考欄にその旨を明記すること。

2. 薬局における対応

(1) 処方箋の取扱いについて

上記により医療機関から処方箋情報の送付を受けた薬局は、医療機関から処方箋原本を入手するまでの間は、ファクシミリ等により送付された処方箋を薬剤師法、薬機法における処方箋とみなして調剤等を行う。薬局は、可能な時期に医療機関から処方箋原本を入手し、以前にファクシミリ等で送付された処方箋情報とともに保管すること。

(2) 電話や情報通信機器を用いた服薬指導等の実施について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のため、**全ての薬局において**、薬剤師が、患者、服薬状況等に関する情報を得た上で、電話や情報通信機器を用いて服薬指導等を適切に行うことが**可能と判断した場合には**、当該電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を行って差し支えないこととする。患者、服薬状況等に関する情報としては以下が考えられる。

- ① 患者のかかりつけ薬剤師・薬局として有している情報
- ② 当該薬局で過去に服薬指導等を行った際の情報
- ③ 患者が保有するお薬手帳に基づく情報
- ④ 患者の同意の下で、患者が利用した他の薬局から情報提供を受けて得られる情報
- ⑤ 処方箋を発行した医師の診療情報
- ⑥ 患者から電話等を通じて聴取した情報

ただし、注射薬や吸入薬など、服用に当たり手技が必要な薬剤については、①～⑥の情報に加え、受診時の医師による指導の状況や患者の理解に応じ、薬剤師が電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を適切に行うことが可能と判断した場合に限り実施すること。

なお、当該薬剤師が電話や情報通信機器を用いて服薬指導等を適切に行うことが困難であると判断し、対面での服薬指導等を促すことは薬剤師法第 21 条に規定する調剤応需義務に違反するものではないこと。

(3) 電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を実施する場合の留意点について

上記(2)により電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を行う場合は、以下①から④までに掲げる条件を満たした上で行うこと。

- ① 薬剤の配送に関わる事項を含む、生じうる不利益等のほか、配送及び服薬状況の把握等の手順について、薬剤師から患者に対して十分な情報を提供し、説明した上で、当該説明を行ったことについて記録すること。
  - ② 薬剤師は、電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を行うに当たり、当該患者に初めて調剤した薬剤については、患者の服薬アドヒアランスの低下等を回避して薬剤の適正使用を確保するため、調剤する薬剤の性質や患者の状態等を踏まえ、
    - (ア) 必要に応じ、事前に薬剤情報提供文書等を患者にファクシミリ等により送付してから服薬指導等を実施する
    - (イ) 必要に応じ、薬剤の交付時に(以下の(4)に従って配送した場合は薬剤が患者の手元に到着後、速やかに)、電話等による方法も含め、再度服薬指導等を行う
    - (ウ) 薬剤交付後の服用期間中に、電話等を用いて服薬状況の把握や副作用の確認などを実施する
    - (エ) 上記で得られた患者の服薬状況等の必要な情報を処方した医師にフィードバックする等の対応を行うこと。当該患者に初めて調剤した薬剤でない場合であっても、必要に応じて実施すること。
  - ③ 電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を行う過程で、対面による服薬指導等が必要と判断される場合は、速やかに対面による服薬指導に切り替えること。
  - ④ 患者のなりすまし防止の観点から講ずべき措置については、1.(2)①ウに準じて行うこと。
- (4) 薬剤の配送等について  
調剤した薬剤は、患者と相談の上、当該薬剤の品質の保持(温度管理を含む。)や、確実な授与等がなされる方法(書留郵便等)で患者へ渡すこと。薬局は、薬剤の発送後、当該薬剤が確実に患者に授与されたことを電話等により確認すること。  
また、品質の保持(温度管理を含む。)に特別の注意を要する薬剤や、早急に授与する必要のある薬剤については、適切な配送方法を利用する、薬局の従事者が届ける、患者又はその家族等に来局を求める等、工夫して対応すること。  
患者が支払う配送料及び薬剤費等については、配送業者による代金引換の他、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えないこと。
- (5) その他
- ① 本事務連絡に基づき電話や情報通信機器を用いて服薬指導等を行う場合であっても、患者の状況等によっては、対面での服薬指導等が適切な場合や、次回以降の調剤時に対面での服薬指導等を行う必要性が生じ得るため、本事務連絡に基づく取扱いは、かかりつけ薬剤師・薬局や、当該患者の居住地域内にある薬局により行われることが望ましいこと。
  - ② 医師が電話や情報通信機器を用いて上記1(1)に記載する受診勧奨を実施した場合であって、患者に対して一般用医薬品を用いた自宅療養等の助言した場合には、当該患者が薬局等に来局せずに、インターネット等を経由した一般用医薬品の購入を行うことが想定されるところ、薬局等においては、適切な医薬品販売方法に従って対応されたいこと。この際、当該医薬品に係る適切な情報提供及び濫用等のおそれのある医薬品の販売方法について留意すべきであること。なお、インターネット等を利用して特定販売を行う薬局等に関しては、厚生労働省ホームページ「一般用医薬品の販売サイト一覧」(※)にお

いて公表しているため、適宜参照すること。

③薬局は、本事務連絡に基づく電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を行う場合の以下の点について、薬局内の掲示やホームページへの掲載等を通じて、事前に医療機関関係者や患者等に周知すること。

(ア)服薬指導等で使用する機器(電話、情報通信機器等)

(イ)処方箋の受付方法(ファクシミリ、メール、アプリケーション等)

(ウ)薬剤の配送方法

(エ)支払方法(代金引換サービス、クレジットカード決済等)

(オ)服薬期間中の服薬状況の把握に使用する機器(電話、情報通信機器等)

### 3. 新型コロナウイルス感染症患者に対する診療等について

#### (1) 自宅療養又は宿泊療養する軽症者等に対する診療等について

患者の求めに応じて、電話や情報通信機器を用いた診療により、必要な薬剤を処方して差し支えないこと。その際、医師は、自宅療養又は宿泊療養する軽症者等に対する処方であることが分かるよう、処方箋の備考欄に「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」と記載すること。

当該処方について、薬局で調剤する場合は、薬局における当該患者に対する服薬指導は電話や情報通信機器を用いて行って差し支えないこと。

### 5. 本事務連絡による対応期間内の検証

原則として3か月ごとに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や、本事務連絡による医療機関及び薬局における対応の実用性と実効性確保の観点、医療安全等の観点から改善のために検証を行うこととする。

### ■「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その10)」(厚生労働省保険局医療課令和2年4月10日事務連絡)(抜粋)

2. 保険薬局において、保険医療機関から送付された処方箋情報に基づき調剤を行い、電話や情報通信機器を用いて服薬指導等を行う場合について 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、4月10日事務連絡2.(1)に基づき調剤を実施した場合、調剤技術料、薬剤料及び特定保険医療材料料を算定することができる。また、4月10日事務連絡2.(2)に規定する電話や情報通信機器を用いて服薬指導を行った場合、その他の要件を満たせば、薬剤服用歴管理指導料等を算定することができる。

### ○代金引換の取り扱いについて

申込書・申込先等を本会Webサイトに掲載しております。

広島県薬剤師会Webサイト→「新型コロナウイルス感染症関連情報」

→「時限的・特例的オンライン服薬指導」の下部をご覧ください。

現在、国会で補正予算が審議されており、今後薬局からの配送について補助が行われる可能性があります。「患者負担で送付」「薬局負担で送付」「薬局従事者が患者宅に持参」それぞれについて、各薬局で費用の一覧を作成していただきますようお願いいたします(様式については明示されておりません)。詳細については補正予算成立後の通知があり次第にお知らせいたします。